

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第7号

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例を廃止する条例  
秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例（平成16年秋田市条例第78号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。